

多田 政拓 議長 様  
高山 正人 議会運営委員会 委員長 様  
内藤 圭子 議会運営委員会 副委員長 様

早来地区住民 吉岡政昭

## 議会運営委員会に「**法律違反の運営**」を求めた 梅森委員の「**議運の反省会の要求**」

8月1日開かれた議会運営委員会の議事録を今月の19日に読みました。  
そして、驚かされました。

私が強い疑念を抱いたのは、梅森氏が「問題」として指摘した件とそれに対する対応すべきとして述べられ内容です。

因みに、元々は「令和4年第6回安平町議会定例会（議会運営）の反省について」となっていた主題が、梅森氏の発言により「過去4年間を通じて」が追加されました。

**梅森氏の主張の問題性を一言で言えば、「議会運営委員会の法律違反の運営」です。**

**なお、私があえて質問し指摘出来るのは、「過去4年間を通じて」とある期間の中に、私の議員としての在任期間が含まれているからです。**

**すなわち、私にも、発言の権利と義務があると理解したからです。**

今回「反省会」を求めた梅森議員の発言から、法律の無理解による「議会運営委員会の違法運営」の要求が明らかになったことです。

梅森議員は、次のように要求しています。

- 1、「それはダメでしょう」ということをずっと何回も繰り返す人も中にいるので、  
**注意すべきは、議運の委員長なり議会運営委員会できちんと指導するとか、最終的には、議長になると思いますけれども。そういう役割を負っているのだから、会（議会運営委員会）は、しっかりして欲しいという思いがある。」**
- 2、「あれなんですか、これなんですか」という発言が多くて、事前にそれらは自分で確認すべきでしょうと。・・・正式に言えば**基本の徹底をして欲しい。・・・議会の条例、その他の規約があるのでちゃんと読んできてやって欲しい。・・・**
- 3、「**こういうことで（議会運営委員会）は 指導する立場にあるわけだから**  
（「この問題は議運でやるのではなく、全員協議会で」との副委員長の発言に対して）

## 梅森議員の基本的な間違い。

### 1, 議会運営委員会の法的権限の理解の不足。

議会運営委員会の権限は、地方自治法第109条第3項によって、3つの事項に定められています。

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

具体的には、各自が直接読んで欲しいと思うが、(1)の「議会の運営に関する事項」については26の事項がありますが、梅森氏が問題にしている事項は該当しません。さらに、野村稔氏(肩書き省略・著書多数)は、「**議運は議会運営の手続きを協議するもので内容を協議するものではない。(議案、請願以外)**」と言っています。

また、廣瀬和彦氏(全国市議会議長調査広報部参事)は、「議会運営委員会の決定(申し合わせ)は、紳士協定であるので、法的効力に優先することは出来ない」とも述べています。

(2)の議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項や(3)の議長の諮問に関する事項 等々にも該当しません。

(結論1) 梅森氏が主張する以下の内容は、議会運営委員会が、法律上扱う問題にはなっていない。

- 「それはダメでしょう」ということをずっと何回も繰り返す
- 「あれなんですか、これなんですか」という発言

(結論2) 議会運営委員会には、梅森氏が下記に指摘した事例を「指導する権限も役割もない」し、禁止を裏付ける「議会の条例、その他の規約」はない。

- 「注意すべきは、議運の委員長なり議会運営委員会できちんと指導するとか、最終的には、議長になると思いますけれども、そういう役割を負っている」(負っていない)
- 議会の条例、その他の規約があるのでちゃんと読んできてやって欲しい  
(「ないので読むことは出来ない」)

2, 「議員の発言レベルの問題をどう向上させるか」という問題は、法律問題として扱えない。梅森議員が「問題だ」として指摘した議員の発言の「質」の問題性が、どこまで正しいかどうかは別として、ここで着眼すべきは、「議員の発言のレベル問題を法律問題は別だ」と言うことです。(「人権蹂躪・差別発言」は別として)

3, 「10回20回と発言したら、すごくやっていると評価するのは、それは違うだろうな。」の発言こそ、「それは違うだろう。」と、思います。

発言の基本は、上手下手があっても、問題意識や疑問、主張があつてこそ出来ることです。議員発言に自己規制が生じたり、**発言者を攻撃する風潮**が議会に生まれたら、安平町議会は一層の退廃を生むこととなります。**梅森発言は要注意です。**